

金融教育と租税教室の現状・課題

—地域での取り組み事例紹介を中心に—

壁谷 順之¹

1. はじめに

2022年4月、学習指導要領の改訂を受けて高校での金融教育が義務化された。2024年4月には、金融経済教育推進機構（J-FLEC）が設立され、資産運用や資産形成に関する授業が全国的に浸透してきている。金融教育導入の背景には、低金利下による老後資産形成、成人年齢引き下げによる様々な金融トラブルの防止、日本と欧米等との教育格差など様々な要因が挙げられる。これらの学校での教育は、金融教育の義務化以前から小中高をはじめとして、大学や社会一般においても実施されており、義務化以降の金融教育のあり方が大きな転換期を迎えていると考える。

その一方で、小中高や大学では以前より、租税教室と呼ばれる税金の実態や望ましい税制度を考える教育機会が実施されてきている。この他、学校では会計教育と呼ばれる簿記や企業経営・予算管理に関する教育機会も実施されてきている。当然ながら、こうした学校では通常の教科教育（国社数理英など）を中心に教育が行われているため、金融教育のような社会に出て役立つ実務知識の学習場面とは併存する形になり、生徒・学生にとって受験勉強との共有が課題となっている。

このような経緯を踏まえると、我が国の金融教育はさらに重要性が高まっているのは明らかであるが、今後どのように推進していくべきかを検討することは大きな意義があると考えられる。単なる「お金」に関する知識を普及してだけでなく、税金や年金、簿記・会計などと広く関わることから、学校等での教育機会を上手に活用しながら私たち1人1人のライフプランニングを真剣に検討すべきだからである。そこで、本稿では金融教育の現状と課題を広く整理し、望ましい金融教育とは何かを議論していくことが目的である。特に、上述の租税教室など地域の学校での教育機会の実情も踏まえながら、比較・検討していくことが特徴である。

1 地域創造学部実践経済学科 教授 kabeya@sun.ac.jp

本稿の構成は次の通りである。第2章では、金融教育と租税教室の制度概要を整理する。第3章では、本稿に関連する先行研究を整理し、本稿での分析の着眼点を検討する。第4章では、分析・考察として、金融教育と租税教室が抱えている課題について複数列举し、詳細に1つ1つを議論していく。最後に、まとめを述べて本稿の幕を閉じる。

2. 金融教育と租税教室の制度概要

2-1. 金融教育の概要

金融教育²の定義については、関連団体によって様々存在する。例えば、2024年4月に設立された金融経済教育推進機構では、「金融経済教育とは、経済的に自立し、より良い生活を送るために必要なお金に関する知識や判断力(金融リテラシー)を身に付けるための教育を指す」と定義付けている³。さらに、同機構によると、最低限身に付けるべき金融リテラシーは、以下の4分野に集約して記載されている(図表1参照)。

図表1 金融リテラシーの4分野

①	家計管理
②	生活設計
③	金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択 (例えば、契約の基本、お金や金融・経済の機能・役割、預金・株式・債券・投資信託・保険など基本的な金融商品の内容、ローン・クレジット、資産形成等)
④	外部の知見の適切な活用 (例えば、金融・消費生活トラブルに遭った際の対処方法等)

(出所) 金融経済教育推進機構「金融経済教育研究校のしおり(2024年8月)」を基に筆者作成。

金融教育の実施主体は、金融広報中央委員会⁴を中心に、各種金融機関、日本FP協会など多岐に渡る。金融教育が日本でいつ頃から始まったのかについては、明確

2 一般的な名称としては、「金融教育」の他に「金融経済教育」と使用されることもあるが、本稿では「金融教育」に統一して記載する。

3 金融経済教育推進機構HP内にある「金融経済教育研究校のしおり(2024年8月)」を参照。

4 事務局は日本銀行情報サービス局内にあり、愛称は「知るぼると」として知られている。なお、同組織の事業は、2024年8月に金融経済教育推進機構に移管されている。

な時期は不明であるが、例えば金融広報中央委員会が2005年を金融教育元年と名付けており、その前後辺りから児童や生徒への教育推進が本格化したと考えられる。その後、2022年4月には学習指導要領の改訂により、高校での金融教育が拡充されており、小中高や大学では金融教育が欠かせない状況になっているのは周知の通りである。また、同年4月からの民法改正による成人年齢の18歳への引き下げもあり、金融教育は私たちの老後資産形成のためだけでなく、日常生活における様々な金融トラブルの防止・回避などのためにも重要な役割を担っているのである。この他、2014年から始まったNISA（少額投資非課税制度）や2001年から始まったiDeCo（個人型確定拠出年金）の社会認知度の高まりもフォローとなり⁵、金融教育の必要性は学校関係に限らず広く社会一般に浸透してきている⁶。

2-2. 租税教室の概要

租税教室⁷の定義については、日本税理士会連合会（以下、日税連とする）作成の講義用テキストに記載されている。それによると、「租税教育は、税理士法の定めにより会則に記載される、日本税理士会連合会の事業として取り組まれており、その主な活動が全国の学校などにおいて開催される“租税教室”と明記されている。そのため、租税教室の実施主体は、日税連の各地域税理士会に所属する税理士である。租税教室がいつ頃から始まったのかについては、1950年には既に行われていたことが知られているため、半世紀以上の長い歴史があることになる⁸。

租税教室の開催数については、日税連が集計を開始した2003年度以降、年々増加傾向にあり（コロナ禍を除く）、直近（2023年度）では10,667回となっている（図表2参照）。また、2023年度の各地域税理士会別の開催数については、東京が最も多い2,733件で、以下、近畿1,678件、関東信越1,331件、東海712件と続くことになる。学校別では、小学校が最も多い5,763件で、以下、中学校3,173件、高等学校1,318件と続くことになる（図表3参照）。なお、日税連の講義用テキストには、主に小中学生向け内容と高校生向け内容が中心に記載されており、それぞれ「参加・体験型」「講義型」に分かれて教育経験の少ない税理士も講義を進行できるように

5 NISAやiDeCoは制度発足以降、時代背景や社会の要請を受けて何回も制度改正が行われている（詳細は割愛する）。

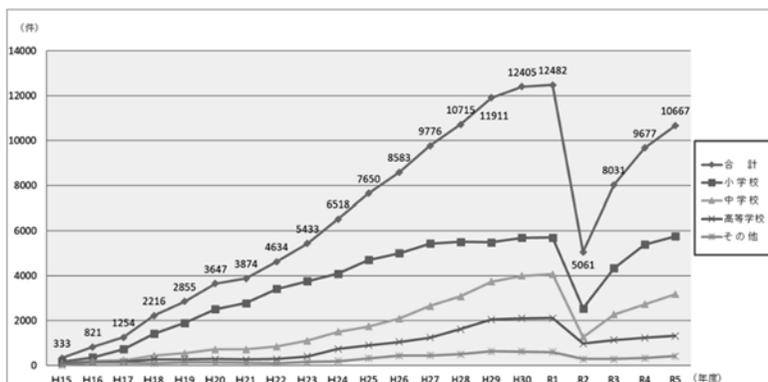
6 日本の金融教育のこれまでの取り組みや2022年の学習指導要領の改訂への変遷などについては、野崎（2022）等に詳細に記載されている。

7 一般的な名称としては、「租税教室」の他に「租税教育」と使用されることもあるが、本稿では「租税教室」に統一して記載する。

8 国税庁HPに、1950年当時、国税庁広報課が発行した高等学校用副教材『租税教室』の写真が掲載されている。

配慮されている⁹。

図表2 租税教室開催数の推移（2003～2023年度）



（出所）日税連HPよりダウンロード。

図表3 学校別・地域別の租税教室開催数（2023年度）

各税理士会名	小学校	中学校	高等学校	専門・専修学校	大学・短大	社会人・その他	合計
東京	1,795	672	138	119	7	2	2,733
東京地方	524	71	61	14	19	0	689
千葉県	162	91	34	0	1	2	290
関東信越	708	402	183	20	11	7	1,331
近畿	918	604	134	14	5	3	1,678
北海道	41	98	51	7	0	1	198
東北	167	76	119	13	24	4	403
名古屋	255	221	92	34	0	0	602
東海	295	251	147	9	10	0	712
北陸	164	68	54	2	9	8	305
中国	69	264	99	7	10	0	449
四国	1	16	120	7	2	23	169
九州北部	304	155	50	1	4	0	514
南九州	342	125	26	2	1	11	507
沖縄	18	59	10	0	0	0	87
合計	5,763	3,173	1,318	249	103	61	10,667

（出所）前掲HPを基に筆者加筆修正。

参考までに、筆者の所属する九州北部税理士会・佐世保支部では、2023年度に合計13回に渡って租税教室を開催している（図表4参照）。内訳は、小学校3件、中学校4件、高等学校6件（私立を含む）となっている。開催数は合計で13回のため、平均すると月1回ペースになるが、開催日付を見ると6月から7月の時期に全体の

⁹ この他、税理士が実際に教室で使用するイメージとして、パワーポイント資料案も記載されている。

半数を占めており、残りの回数も年内でほとんど終えている様子うかがえる。この点については、税理士会は毎年2月から3月にかけて確定申告時期があるため、開催時期を比較的考慮して実施していると推測できる。

図表4 九州北部税理士会・佐世保支部の租税教室開催実績（2023年度）

回数	日付	学 校 名
1	6月9日	佐々町立口石小学校
2	6月16日	佐世保市立江上小学校
3	6月29日	長崎県立平戸高等学校
4	7月4日	佐世保市立鹿町中学校
5	7月10日	佐世保市立柚木中学校
6	7月12日	佐世保市立中里中学校
7	7月14日	長崎県立猶興館高等学校
8	9月15日	(私立)久田学園佐世保女子高等学校
9	11月13日	長崎県立佐世保商業高等学校
10	同	(私立)西海学園高等学校
11	11月27日	佐世保市立宇久小学校
12	11月29日	佐世保市立江迎中学校
13	2月22日	長崎県立松浦高等学校

(出所)九州北部税理士会・佐世保支部「令和6年度 定期総会議案書」を基に筆者加筆修正。

3. 先行研究および着眼点

3-1. 先行研究

本稿に関連する先行研究のうち、金融教育そのものをテーマとするものは数多く存在する。また、資産運用関連書籍や執筆・コラムなど多数存在するため、ここでは学術研究等（アンケート調査などの実証分析中心）に厳選して集約している。そこで、本章の金融教育に関するものとして、学校教育における金融リテラシーや金融トラブルに関するもの、金融資産選択行動に関するもの、その他に関するもの、という3点に絞って取り上げていく。そして、租税教室に関するもの、会計教育に関するものを合わせて整理していく。

まず、金融教育のうち、金融リテラシーや金融トラブルに関するものについては、北野等（2017）、家森・上山（2018）などが挙げられる。北野等（2017）は、近年の低金利下における家計・個人の金融経済面での課題について、我が国で求められる金融教育プログラムを構築する足掛かりとして、全国の12大学の在學生にアンケート調査を実施した¹⁰。その結果、私立よりも国立、文系よりも理系の学生の金

10 アンケート調査は、大学生の属性別の金融リテラシーの違いに着目している。具体的には、高等学校ま

融リテラシーが高く、基礎学力、特に数学的な素養の重要性などを指摘している。家森・上山(2018)は、金融トラブルや金融経済教育の経験などを幅広く含めたwebアンケート調査を実施し、学生時代の金融経済教育の経験がその後の金融行動にどのような効果を持つかを分析している。その結果、金融経済教育の経験者の方が生活設計をよく考えており、不適切な勧誘を受けた場合にきちんと断ったり、購入したことを後悔した場合には何らかの行動をとったりすることなどを明らかにしている¹¹。

次に、金融資産選択行動に関するものについては、山下(2015)、村上(2016)などが挙げられる。山下(2015)は、日本の家計の預貯金偏重を鑑み¹²、欧米の家計と比較して金融リテラシーが低い現状について、金融機関などのリテールのあり方や法的枠組みの必要性について論じている。特に、金融商品を販売する側の金融機関とそれを購入する側の個人顧客について、情報量の格差存在を踏まえると顧客自身の知識・経験では対応しきれない面を指摘し、外部の専門家(FPなど)の活用や米国型のビジネス・モデルの必要性などを指摘している。村上(2016)は、日本の消費者にとって消費者市民社会の形成を意識して金融に関する意思決定を行うことがなぜ困難なのかを、金融資産非保有世帯、金融商品・サービスの商品性、家計のリスク資産に対する意識の3点に着目して論じている。特に、日本の金融資産非保有世帯が1980年代以降増加している状況を鑑み、金融教育の必要性は不可欠だとしつつも、金融商品・サービスの選択を通じた消費者市民社会の形成のためには金融資産非保有世帯の減少が重要であることを主張している¹³。

その他としては、保険会社あるいは保険教育に特化して述べられたものがあり、大藪・奥田(2019)、家森・橋本(2020)などが挙げられる。大藪・奥田(2019)

での学習経験の違いを表す指標として、国公立大学の学生と私立大学の学生に分けて検証している(受験科目の多少を理由に)。

11 一方で、家森氏・上山氏は、現在の学習指導要領下で20歳代・30歳代の人々(高卒以上)は学校で金融教育を受けているはずであるが、「受けていない」と回答する人が多いと指摘している。理由として、実際に授業できちんと取り上げられていない可能性もあれば、関心を持たなかったために授業を受けたことを忘れてしまった可能性もあると説明している。そのため、授業内容や方法について検討できるような調査が必要だと今後の研究課題を述べている。

12 山下氏は、預金を選好する人々の動機の多くは、単に可処分所得のうち消費に回さなかった残額をとりあえず銀行に預金するという習慣的行動によるものであって、金融商品を購入しているという意識はほとんどなかったと考えられると説明している。

13 村上氏は、消費者市民社会の形成に対する意識として、投資信託協会が2014年に実施したアンケート調査報告書を取り上げている。その中で、投資信託購入の際に消費者市民社会の形成に関わると考えられる「商品コンセプト」を重視するかどうかの項目が、一般人と金融関心層の各々で約1割程度しかいないことを説明している。すなわち、実際に投資に関する意思決定を行う上でも、人々は安全性や値上がり期待を重視している点を主張している。

は、従来、中学校や高校であまり扱われてこなかった保険教育の実情を整理し、公益財団法人生命保険文化センターと協働で高校生向けの私的保険を教える授業案を用いて高校で実施し、アンケート調査を実施した¹⁴。その結果、生徒の情報活動が積極的であると保険教育の授業効果に影響があることが明らかになり、金融意識・行動への関心を持たせるような仕組みづくりを提案している。家森・橋本（2020）は、損害保険会社や損保代理店の社員の金融リテラシーに関する調査がほとんど行われていない現状について、損保会社の若手社員などを中心にアンケート調査を実施した¹⁵。その結果、損保社員が学校で金融を学んだかどうかについては4割弱の人が学んだことがないと回答し、他方で現在の業務での金融知識が必要だとの回答は約9割であったことなどを明らかにしている。なお、金融教育のこれまでの変遷等を踏まえて現状と課題を整理したものとして、野崎（2022）などが挙げられる。

また、租税教室に関するものについては、浪花（2017）、大屋・佐々木（2022）などが挙げられる。浪花（2017）は、大学における名古屋税理士会主催の租税教室（全15回）の実施に基づいて、アンケート調査を実施した。その結果、日常の税理士業務に基づく税の話は、学生の興味を引き、税に関する理解を深めることから有意義であるものの、税理士はあくまでも職業を通して生きた税を学生たちに伝えているのであって租税を教育する立場ではないことを述べている。また、大学の法学部等では租税法などの授業科目が存在するため、租税教室との棲み分けの必要性も主張している¹⁶。大屋・佐々木（2022）は、学習指導要領（教科用図書）と日税連寄附講座の税理士テキストの対比や、租税教室の受講学生の模擬授業とそれに対する税理士と学習指導員（定年退職教員）の講評分析などを実施している¹⁷。その結果、租税教室の実現や効果には学校教員や外部専門人材等（税理士会等）の活用はその一助となるため、両者の利点を学校現場で活かすために、事前の十分な打合せを行い、税理士は授業内容の精選、教員は租税教室を意識した単元の進行をするこ

14 アンケート調査は、損害保険事業総合研究所が主催する損害保険講座・本科講座の受講生を対象に実施している。なお、同講座の受講生は、主に入社2～3年目の人を対象にしており、損保会社総合職の若手社員が中心になっている。また、同講座は保険代理店社員なども含まれている。

15 アンケート調査は、「授業前」「授業直後」「3ヶ月後」の3回に分けて実施している。

16 具体的な棲み分け方法として、例えば税理士が現職の小・中・高校の先生方および将来教員を目指す学生を対象に、税の実態等を講義することが重要であると説明している。

17 教科用図書と日税連テキストの詳細な比較結果について、例えば教科用図書では単元をひとまとまりとして考えているのに対して、日税連テキストでは単発の授業を想定しているため、授業への流れに大きな違いが見られるとのことである。具体的には、日税連シナリオでは、クイズ形式や職業の紹介等を踏まえて内容に入っていくのに対し、教科用図書では具体的な施設や1つの地方公共団体の例示を題材としているため、児童にとっては学習内容の流れが非常に分かりやすいと説明している（単元の一貫性）。

とを提言している。

会計教育に関するものについては、河合（2017）、宮地（2023）などが挙げられる。河合（2017）は、現状の簿記・会計教育における高等教育機関でのカリキュラムに着目し、原価計算や管理会計を学ばずに社会に出ていくことの課題について論じている。特に、現在の大学の会計カリキュラムは日商簿記検定の体系を意識したものが中心となっていることや、必修・選択科目のあり方を説明している¹⁸。そして、我が国の産業構造やサービス業であってもコスト概念や経営管理マインドなどの必要性は高いため、原価計算科目の早期学修（1年生）の必要性を主張している。宮地（2023）は、大学院での公会計教育の実践事例として、管理会計サイドから地方自治体職員に対する共創的・創発的な教育効果の可能性について論じている。そして、多様な経歴をもった大学院生¹⁹の学習経験や職業的経験・知見は、管理会計教育において共創的・創発的な教育効果獲得の可能性を高める条件を備えており、さらには研究成果を創出できる可能性を秘めていると説明している。また、地方の大学院がこの状態を今後も維持するためには、多様なバックボーンをもつ大学院生数を毎年度確保することの課題も挙げている。

3-2. 本稿での着眼点整理

前節では、金融教育に関する先行研究が多く存在するため、3つのカテゴリー別に整理してきた。また、本稿のテーマから租税教室に関する先行研究を整理し、参照のために会計教育に関する先行研究も取り上げてきた。本節では、この後の第4章での分析・考察に向けた問題点や着眼点の整理を以下の2点にまとめる。

第1に、金融教育と租税教室の共通点や融合性である。多くの先行研究では、金融教育も租税教室も実施することの必要性について述べられている。一方で、これらは別々に実施されているのが実情であるが、共通する内容・論点も多いため、合理的・効率的な教育運営を模索することが可能かどうか議論を深めていきたいと考える。第2に、金融教育と租税教室の実施主体についての議論である。言うまでもなく、前者は金融に関する専門家が行い、後者は税理士等が行っているのが実情であるが、両者とも実務家であり教育者ではない。浪花（2017）が指摘するように、

18 河合氏は、現状のカリキュラム調査として、会計学教育を実施する東海地区（愛知県・岐阜県・三重県）22大学の学部を対象とし、各大学HP内を検索して、原価計算等の科目が何年次配置されているかを調べている。その結果、1年次に配置されているのはわずか1大学のみで、他大学は16学部で2年次、4学部が3年次配置となっていると説明している。

19 宮地氏は、実際の大学院生の職業事例として、自治体職員、地方銀行職員、税理士事務所職員、建築関連資材商社社員などを取り上げている。

既存の授業科目との棲み分けも重要な課題であり、今後どのように検討することが望ましいのかを考えていきたい。

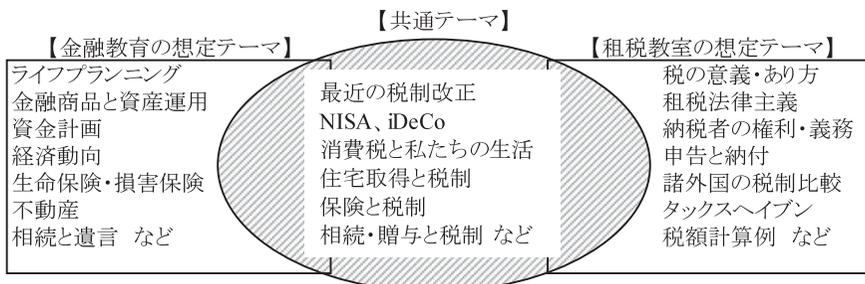
なお、本稿での研究目的は、テーマ的に広範かつ焦点を絞ることが難しいため、すべてを取り上げて整理・比較検討することは望ましくないと考える。そのためにも、着眼点を最小限に絞った議論に留めている点を付記する。

4. 分析・考察

本稿の研究目的や着眼点については、第3章までにおいて整理してきた。本章では、それに基づいた具体的な分析および考察ポイントを以下の3点に集約し、詳細に見ていくことにする。

第1のポイントは、金融教育の今後の進め方についてである。これは、第3章の着眼点の1つ目である、金融教育と租税教室の共通点や融合性に繋がる。現状、金融教育も租税教室も各々で開催しているため、一見すると別のイベントにしか思われない。しかしながら、金融教育は個人のライフプランニングや資産運用が中心なのに対して、租税教室はそれらに関わる税制全般や制度改正なども含まれるため、重複論点は多く存在することになる。その辺りを具体的に整理したものが、図表5である。

図表5 金融教育・租税教室の共通テーマ



(出所) 筆者作成。各テーマは筆者独自の見解に基づく。

これによると、金融教育・租税教室それぞれにはオリジナル的なテーマが多く存在しているが、最近の税制改正やNISA、iDeCoなど双方に共通しているテーマも当然ながら存在することになる。なぜこのようにテーマが多く共通するのかと言うと、金融教育には多くの場合、税金に関する内容が含まれるからである。年金、保険、不動産などの1つ1つの分野には必ずと言っていいほどに所得税や相続税など

の税目が絡んでいる。税制を理解せずに金融教育は成り立たないと言っても過言ではないと考えるからである。また、もう1つの角度から詳細に見ていくと、授業を開催する側にとっては確かに図表5のように区別しながら整理することができるが、授業を受ける側（生徒・学生）の立場ではあまり問題がないように思われる。言い換えれば、主催者側がテーマを慎重に吟味すれば、金融教育・租税教室の共同開催などが実現できることになる。もしこれが実現できれば、これまで別々に開催してきたイベントを1つにすることで、開催回数の効率化運営とテーマ・内容の合理化に結び付けることが期待されよう。金融教育・租税教室の双方が持つメリットを最大限に活用できることになり、授業を受ける側もその享受が大きくなると想像できる。

第2のポイントは、金融教育と租税教室を実施する講師の資格・経験についてである。これは、第3章の着眼点の2つ目である、金融教育と租税教室の実施主体についての議論に繋がる。これは、第1のポイントの課題点とも言える。一般的に、金融教育の主催者側には講師の資格等に大きな制限はないと考えられるが、租税教室の主催者側は基本的に日税連所属の税理士であるため、双方では講師資格に隔たりが存在する。また、税理士には独占業務と呼ばれる領域が存在することも周知の通りである²⁰。租税教室はこの中に直接的には含まれていないと考えられるが、税理士会の果たす重要な役割の1つには掲げられている。近年、全国的に金融教育の必要性の高まりを受けて、金融経済教育推進機構は2024年12月、金融教育を推進していく中心的な役割を担う「J-FLEC認定アドバイザー」を創設・募集した。同機構の募集要項を見ると、資格等や一定の業務経験の例が詳細に記載されている²¹。その中には、資格等として税理士が、一定の業務経験例として個人に対する各種税務相談（確定申告、相続、遺言等）が明確に記載されている。すなわち、金融教育は税理士も行うことができるが、租税教室は税理士等でないと行うことが難しいという整理になる。実際、金融教育はFPや社会保険労務士などの金融関連業務に携わっている実務家たちが中心となって開催していることが多く想定されるが、税理士資格のない者は税金分野については独占業務に抵触しないよう開催することが求められるのである。このように、金融教育と租税教室を比較すると、講師の資格・経験には大きな相違点が存在しているため、第1のポイントで指摘したような従来

20 具体的には、税理士法第2条に記載されている「税務代理」「税務書類の作成」「税務相談」の3つを指す。詳細は国税庁HP等を参照。

21 詳細は、同機構HP内のJ-FLEC認定アドバイザー募集案内チラシを参照。その中には、「J-FLEC認定アドバイザー」称号の利用可能な点や割引クーポンの利用（認定アドバイザーに有料相談する際に相談者が支払う相談料等）などのユニークな内容も記載されている。

までの別々開講に至っていることが結果として合理化・効率化を妨げているように感じてならないのである。そして、租税教室を担う税理士についても、浪花(2017)が指摘するように、税理士は職業専門家であって教育者ではないことから、実務家教員としての考え方を検討する必要性があると考えられる。

第3のポイントは、金融教育と租税教室の活用方法についてである。これは、主催者側と受講者側の双方で見ていく必要がある。まず、主催者側については、メインの学校現場だけでなく、企業や各種団体などの幅広い場面で活躍の場を広げていく必要があると考える。上述の「J-FLEC認定アドバイザー」は、従来、金融教育主催者（講師）の明確ではなかった資格・経験内容をはっきりと記載している²²。厳選された担当者が金融教育を行うことになるため、受講者側はより安心して受けることができると想定される。活躍の場を広げていく提案としては、例えば企業型確定拠出年金（DC）の投資教育が挙げられる。これは、同年金制度を導入している企業（事業主）に対して、加入者（従業員）へ年金制度や資産運用の考え方などを定期的かつ継続的に教育することが2022年より義務付けられている²³。これと前後して、企業年金連合会では継続教育を含む投資教育の課題・背景を踏まえて、確定拠出年金の実務担当者の投資教育の手引書（マニュアル）として『企業型確定拠出年金投資教育ハンドブック（2022年9月改訂）』を公表している。投資教育も広義的には金融教育に含まれると考慮した場合、金融教育の場は今後ますます拡大することから、主催者側も講師の担い手を確保する必要性が生じてくるのである。一方で、受講者側での活用方法については、全国的な金融教育の必要性の高まりを受けて、金融教育を受ける機会は多く存在するため一見すると歓迎すべきと考えられるが、果たしてそうなのであろうか。受講者も金融知識・経験の一定以上ある人から初心者まで幅広く存在する。特に、金融知識・経験の初心者は、どのように教育機会を選んだり、誰に相談したりするのかなど決して容易なことではないと考える。身近な所に相談窓口のような場所があれば解決が早いと思われるが、そうでなければ結局は金融教育を受ける機会を喪失しかねない事態も心配される。教育機会だけでなく、情報・サービスの適切な収集・管理も受講者側には求められることから、行政機関や各種団体等がフォローできる体制の構築も必要であると考えられる。

22 例えば、FP技能検定2級以上、外務員1種、DCプランナー1級といった具体的な級・種に関する記載が挙げられる。

23 ただし、事業主が求められているのは努力義務であり、完全な義務（必須）ではないので注意。

5. おわりに

本稿では、昨今の金融教育認知度の高まりから、関連する直近の動向を整理してきた。そして、同じく学校現場で開催される租税教室を取り上げて、金融教育との現状と課題をまとめてきた。教育の機会拡大とそれに伴う活用の課題などを整理することができたことが本稿の貢献である。年々、私たちの身の回りの生活では、資産運用や投資に関する様々な制度改正が行われており、それらに付いていくのが本当に大変であると実感する。政府が提供するNISAやiDeCoなどの投資政策をはじめ、自己責任の下で望ましいライフプランニングを形成していく必要があることを改めて認識するのである。

最後に、本稿で取り上げることができなかった論点や今後の課題などを、以下の2点にまとめて本稿を閉じる。第1に、金融教育・租税教室の双方を実施した効果の検証である。本稿で取り上げた先行研究にもいくつか指摘されているが、教育後の効果検証は実務的・技術的にも困難である。大藪・奥田（2019）は、金融教育後（3ヶ月後）にもアンケート調査を実施して追跡調査に取り組んでいるが、生徒や学生の卒業後あるいは社会人での追跡調査は大変な労力を伴うため、多くの場合は検証が難しいと推測される。こうした課題にどう向き合っていくのかを今後も慎重に検討していきたい。第2に、会計教育との比較・検討についてである。本稿では、金融教育と租税教室を中心に整理してきたが、同様に学校現場で開催されている簿記・会計などの教育にも共通点が含まれるため、これらの議論も有意義であると考ええる。この点も、今後の課題として取り組んでいきたいと考えている。

謝辞

本稿作成にあたって、九州北部税理士会・佐世保支部より租税教室開催データの記載許諾をいただいた。ここに記して感謝申し上げます。

引用・参考文献

- 上村協子・村上恵子（2016）「大学における金融教育」『生活経済学研究』第44巻、37-42頁、生活経済学会。
- 大屋潤平・佐々木謙一（2022）「学校現場が求める租税教室の実践 ―日本税理士会連合会寄附講座における教育活動を通して―」『経済教育』第41号、67-73頁、経済教育学会。
- 大藪千穂・奥田真之（2019）「高校での金融意識・行動からみた保険教育」『生活経済学研究』第49巻、15-26頁、生活経済学会。
- 河合晋（2017）「会計のコンピュータ化と簿記教育について」『岡崎女子大学・岡崎女子短期大学地域協働研究』第3号、1-11頁。

—— (2018)「原価計算の早期学修の必要性について」『岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 地域協働研究』第4号、19-28頁。

企業年金連合会ホームページ

<https://www.pfa.or.jp/index.html> (2025年1月31日参照)。

北野友士・小山内幸治・西尾圭一郎・松浦義昭・氏兼惟和 (2017)「金融リテラシーに対する影響要因の検証と金融教育への示唆 ―大学生へのアンケート調査を基に―」『ファイナンス・プランニング研究』第16巻、46-57頁、日本FP学会。

九州北部税理士会佐世保支部「令和6年度 定期総会議案書」。

金融経済教育推進機構ホームページ (2025年1月31日参照)。

<https://www.j-flec.go.jp/>

金融広報中央委員会ホームページ

<https://www.shiruporuto.jp/public/> (2025年1月30日参照)。

金融庁ホームページ

<https://www.fsa.go.jp/> (2025年1月31日参照)。

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/> (2025年1月29日参照)。

武田嘉孝 (2017)「簿記会計教育の問題点 ―Pettitの研究―」『聖徳学園女子短期大学紀要』(聖徳学園女子短期大学) 第23巻、79-92頁。

浪花健三 (2017)「税理士による「租税教室」―本学における実施状況を踏まえて―」『社会とマネジメント』(椋山女学園大学現代マネジメント学部紀要) 第14巻、57-75頁。

日本FP協会ホームページ

<https://www.jafp.or.jp/> (2025年1月31日参照)。

日本税理士会連合会ホームページ

<https://www.nichizeiren.or.jp/> (2025年1月31日参照)。

—— ・租税教育推進部編『租税教育 講義用テキスト (2023年改訂版)』。

野崎哲哉 (2022)「日本における金融教育の現状と課題 ―“貯蓄から投資へ”推進の問題点をふまえて―」『三重大学法経論叢』(三重大学) 第40巻第1号、33-52頁。

宮地晃輔 (2023)「大学院での地方公共団体職員に対する管理会計サイドからの公会計教育の実践」『会計教育研究』第11号、54-63頁、日本会計教育学会。

村上恵子 (2013)「資産選択と金融教育に関する予備的分析 ―選択可能資産数の相違が資産選択行動と金融教育の効果に与える影響―」『県立広島大学経営情報学部論集』(県立広島大学) 第5号、23-34頁。

—— (2016)「消費者市民社会の形成のための金融行動と金融教育」『生活経済学研究』第44巻、19-27頁、生活経済学会。

山下貴子 (2015)「金融リテラシー概念の変容」『流通科学大学論集 流通・経営編』第27巻第2号、83-95頁、流通科学大学学術研究会。

家森信善・上山仁恵 (2018)「学校での金融経済教育の経験が金融リテラシーや金融行動に与える影響 ―2016年・金融リテラシーと金融トラブルに関する調査をもとに―」『ファイナンス・プランニング研究』第17巻、52-71頁、日本FP学会。

—— ・橋本理博 (2020)「損害保険会社の社員の金融リテラシーと金融教育の課題」『損害保険研究』第82巻第3号、1-34頁、公益財団法人損害保険事業総合研究所。